

3-5 単独処理浄化槽は下水道認可区域内では設置できるそうですが、本当ですか。

1 法改正の背景

水質汚濁の原因ともなる単独処理浄化槽については、官民挙げた新設禁止への取組が行われてきましたが、その抜本的対策として、平成12年に議員立法による浄化槽法の改正が行われ、平成13年4月1日より施行されました。

この改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義しました。また、雑排水を処理しないまま放流することが禁止されたため、何人も浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないものとされました。

2 下水道認可区域は設置可能？

しかし、浄化槽法第3条の2但書において、「…下水道法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域…内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない」と規定おり、制度としては、下水道予定処理区域（認可区域）において単独処理浄化槽の設置が可能となっています。

これは、下水道予定処理区域は概ね7年以内に下水道の供用が開始される区域であり、この区域について浄化槽の国庫補助を行うとなると下水道への国庫補助と二重の投資となることから、義務づけの対象から除外されることとなりました。

ただし、平成12年6月に建築基準法、同施行令及び屎尿浄化槽の構造に関する告示が改正された際に改正前の単独処理浄化槽の型式認定も取り消され、今日まで改正後の告示に基づき新たに認定を取得した単独処理浄化槽が無いことから、下水道予定処理区域を含め、事実上、単独処理浄化槽はいかなる場合でも設置することはできません。

3 既設単独処理浄化槽の扱い

既に設置されている単独処理浄化槽については、維持管理等について浄化槽法の規制対象とするため、浄化槽とみなす（いわゆる「みなし浄化槽」という。）こととされています。

なお、下水道予定処理区域にあるものを除き、単独処理浄化槽を使用する者に対しては、合併処理浄化槽への転換が努力義務として課されていますので、住宅の改築時など機会を捉えて合併処理浄化槽への転換を働きかけていく必要があります。

